

「つばさ南・つばさ北小学校の統廃合」について お知らせします

—川島町立小中学校設置条例の改正等—

令和五年第一回川島町議会定例会（三月定例会）において、川島町立小中学校設置条例の一部を改正する条例が可決され、成立しました。そこで、この条例改正の内容などについて、お知らせします。

◇ 小中学校設置条例の改正内容について ◇

つばさ南・つばさ北の2つの小学校を、令和七年三月三十一日付けで廃校し、同年四月一日付けて、川島中学校内に、2校の統合小学校として、（仮称）つばさ南・つばさ北小学校を設置するものです。

国際化、情報化が進み、価値観も多様化するなど、目まぐるしく変化する厳しい社会にあっても、川島の子供たちには、たくましく生き抜き、活躍してほしいと願っています。このような想いから、町は、「これまでも切磋琢磨できる教育環境を整備するため「学校規模の適正化」を進めてきましたが、さらに、自ら考え行動できる子供たちを育むため、新たに「小中一貫教育の推進」を、進めることにしました。

このような趣旨から、川島中学校区では、つばさ南小学校とつばさ北小学校を統廃合し、統合小学校と川島中学校とで施設一体型・小中一貫教育校を開校するものです。（なお、西中学校区では、中山小、伊草小および西中学校で連携・交流を深めて、施設分離型・小中一貫校とします。）

◇ 今後のおもな検討課題について ◇

2小学校を統廃合することが決定されたが、令和七年四月の統合小学校の開校までに、様々なことを検討する必要があります。

なお、主な検討事項は次のとおりです。

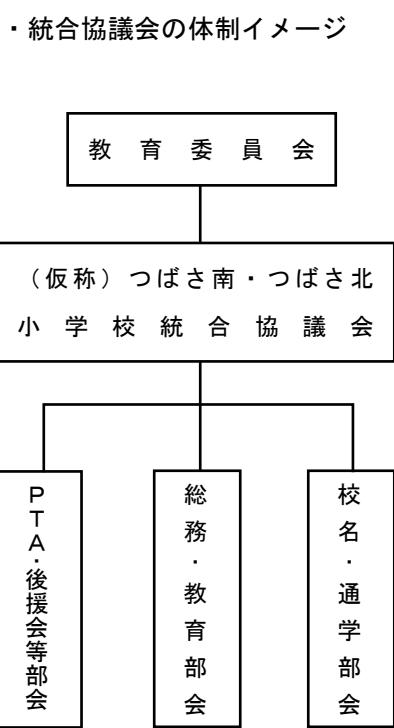
- ① 校名、校章、校歌の作成
- ② 教育課程・行事の調整
- ③ スクールバス運行体制の検討
- ④ PTA等の統合の検討など

◇ 統合協議会について ◇

2小学校の統廃合を進めていくため、教育委員会、学校教職員、PTA、地域の代表者などが集まり、必要な検討の協議を行います。このため、統合協議会という組織を立ち上げます。



統合協議会で検討・協議されたことなど、学校の統廃合の進捗状況については、隨時、お知らせします。



○問合せ先

教育総務課 学校統合推進室
TEL 299-1730